

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法

根 拠 条 項 : 第 2 3 条

処 分 の 概 要 : 古物商等に対する指示

原 権 者 (委 任 先) : 都道府県公安委員会 (方面公安委員会)

法 令 の 定 め :

処 分 基 準 : 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可
の取消しの基準」のとおり。

問 い 合 わ せ 先 :

備 考 :